

市政記者各位

福岡市 ネットで手続き

「原付バイク等の新規登録手続き・廃車申告手続き」が オンラインで可能に！

福岡市では、令和3年4月から運用を開始した新電子申請システムを使って、順次オンラインでご利用いただける行政手続きを増やしています。

今回、新たに軽自動車税にかかる「原付バイク等の新規登録手続き・廃車申告手続き」が新電子申請システムに加わります。

今まで、区役所への来庁でしか行えなかった手続きが、オンラインで可能になります。



区役所へのご来庁不要！
どこでも、スマホひとつで
24時間手続きOK！

最短で申請した翌日に
ナンバープレートを受け取ることができる！
※ 3営業日以内に届くよう送付します。
(新規登録手続きの場合)



○サービス開始日

令和4年11月7日（月）

原付バイク等の手続きの
オンライン申請
市ホームページはこちら→



○手続きができる車種

福岡市ナンバーの原付バイク（原動機付自転車）・小型特殊自動車

○申請方法

車両の所有者の「本人確認書類」や手続きに応じた必要書類の画像データ（スマホで撮影、スキャナで取込み等して作成）をお手元にご用意の上、市のホームページから申請フォームへお進みください。



【新規登録手続き】

申請受付後、ナンバープレートをレターパックライトで発送します。

利用者の方は、最短で申請翌日にナンバープレートを受け取ることができます。

【廃車申告手続き】

利用者の方に電子申請とあわせて、ナンバープレートを返納していただきます。（郵送または持参）ナンバープレート返納確認後、廃車申告受付書を発送します。

【問い合わせ先】

- 新電子申請システムに関すること
総務企画局 ICT 推進課 担当：安川 TEL:092-711-4356
- 原付バイク等の手続きに関すること
財政局課税企画課 担当：新門 TEL:092-711-4209

(参考)

<オンラインでできる手続きについて>

○ 原付バイク等の新規登録手続き

新規に原付バイクを購入したとき、福岡市内に転入したとき、届出が必要。

○ 原付バイク等の廃車申告手続き

軽自動車等を廃車した場合は 30 日以内に、届出が必要。

<申請の流れ>

1. スマホ、パソコンから申請を行う

電子申請システムで手続きを行います。
申請完了後、申請受付メールを送付します。
各手続きの詳細は市ホームページをご確認ください。



2. 受理完了メールが届く

申請内容を審査し、修正等が必要な場合は、職員が電話等で連絡する場合があります。
受理完了メールが届いたら受付完了です。
申請の日または翌日（土日祝日等を除く）を目安にメールを送付します。
ナンバープレート等をその後速やかに発送します。

3. ナンバープレート等を受け取る

以下のとおり、手続きごとにナンバープレート・受付書を郵送します。
ナンバープレート等は、最短で申請翌日に受け取り可能です。
新規登録 … 「ナンバープレート」と「新規登録受付書」をレターパックライトで発送
廃車申告 … 「廃車申告受付書」を普通郵便で発送
※郵送料は当面の間、福岡市が負担します。

